

長崎市告示第507号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和8年7月10日

長崎市長 鈴木史朗

	指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービス事業者の指定に係るサービス事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業の主たる対象者	事業所番号
1	合同会社 Reborn 長崎市大橋町7-5 横山ビル3階	自立生活援助事業所 架け橋 長崎市大橋町7-5 横山ビル3階	令和8年7月1日	自立生活援助	特定なし	4210105120